

在宅医療の充実に向けた本県の取組状況・今後の方向性

県が取り組んでいくべき事項	本県の取組状況	全国の状況 (47都道府県)	今後の方向性
(1) 第7次医療計画の改善について			
○「訪問診療を実施する診療所・病院数に関する数値目標」の設定	設定済み	設定済み 39/47	中間見直しの必要性を議論
○追加的需要における在宅医療の整備目標	設定済み	—	—
○介護サービス量の按分、介護保険事業計画への反映	按分・反映済み	—	—
(2) 都道府県全体の体制整備			
①医療政策部局と介護保険部局の連携推進	イ 医政課・長寿課の連携 ・市町村ヒアリング（在宅医療・介護連携推進事業の取組状況） ・保健福祉事務所・市町村担当者向け会議での情報共有 ・宮城県地域包括ケア推進協議会専門委員会 ロ 医政課・保健福祉事務所の連携 ・事務所取組に対する財政支援	実施済 47/47	継続
②年間スケジュールの策定（ロードマップ等作成）	未実施	策定済 11/47	国が示す好事例を参考に、第7次地域医療計画期間と合致するロードマップを作成
③在宅医療の充実に向けた市町村支援	イ 保健福祉事務所による市町村支援 ロ 医政課・長寿課から情報提供（実態調査等） ハ ロードマップの策定支援（ハのみ未実施）	何らかの支援実施 42/47	
(3) 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）			
①KDB システムの活用による分析	未実施	実施済 14/47	国が示す好事例を参考に、必要性の有無を検討
②医療機関への実態調査及び市町村や関係団体との情報共有	病院・診療所 ・H29に実態調査結果を実施し、保健所単位で情報提供済み（市町村単位は未公表）	実施済 30/47	今年度も調査予定（資料4参照）
	訪問看護ステーション ・H28に訪問看護推進協議会において実施済み	実施済 24/47	調査の必要性を検討

県が取り組んでいくべき事項	本県の取組状況	全国の状況 (47都道府県)	今後の方向性
(4) 在宅医療への円滑な移行			
<p>在宅医療圏ごと※1の入退院ルールへの策定支援</p> <p>※1 在宅医療圏（本県は二次医療圏）と入退院ルールの範囲が異なる場合、実態に応じた設定も可</p>	<p>イ 医療・介護の情報連携の手引き ・H26作成</p> <p>ロ 医療・介護福祉連携推進事業【委託】 ・過去には入退院時の連携に関する取組に対し財政支援</p> <p>ハ 地域包括ケア地域課題等調整会議【保健福祉事務所予算】 ・入退院ルールの検討に要する経費等</p>	<p>全域で策定 16/47</p>	<p>①実態の把握</p> <p>②実態を踏まえた区域の設定</p> <p>③定期的な策定状況の把握</p>
<p>参考 後方支援病院※2等との連携ルール策定</p> <p>※2 東北公済，オープン，仙台南，西多賀，坂，栗原中央，登米市民</p> <p>急変時の患者情報共有ルールの策定</p>	<p>病診・診診連携体制構築支援事業 ・登米市医師会の取組に対し財政支援（H29～）</p> <p>在宅患者入院受入体制事業 ・県病院協会の取組に対し財政支援（H26～）</p>		
(5) 在宅医療に関する人材の確保・育成			
<p>①医療従事者への普及啓発やスキルアップ研修の支援（在宅医療関連講師人材養成事業修了者の活用）</p>	<p>在宅医療対応力向上研修（基礎・技術）【委託】</p>	<p>全域で実施 38/47</p>	<p>継続</p>
<p>②多職種連携に関する会議・研修の市町村等の支援</p>	<p>イ 多職種人材育成研修【委託】</p> <p>ロ 医療・介護福祉連携推進事業【委託】</p> <p>ハ 地域包括ケア地域課題等調整会議【保健福祉事務所予算】</p>	<p>全域で実施 38/47</p>	<p>継続</p>
(6) 住民への普及・啓発			
<p>①人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援に関する普及・啓発</p>	<p>未実施</p>	<p>全域で実施 20/47</p>	<p>救急や在宅等，医療に関する網羅的な啓発ツール（県民向け）の検討</p>
<p>②在宅医療や介護に関する普及・啓発</p>	<p>未実施</p>	<p>全域で実施 33/47</p>	<p>討</p>